

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
企業長 齊 藤 芳 久  
(公 印 省 略)

## 坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準の改正について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、平成31年4月1日付けで改正を行うので通知いたします。

なお、周知及び移行期間を考慮し、平成31年6月28日（金）までの申請につきましては、現行基準による従前の申請方法等であってもよい取扱いとします。

主な改正内容は、下記のとおりです。今般の改正では、直結直圧給水方式による共同住宅及び受水槽給水方式の建築物において、申請方法等が大きく変更されます。該当工事の申請を予定されている事業者におかれましては、本通知及び改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準をご参照のうえ、不明な点につきましては、窓口にて説明いたしますのでご来庁ください。

## 記

### 1 主な改正内容

#### 第2章

同一分岐・同一建物・同一申請者でメーターを複数個設置する直結直圧給水方式の共同住宅については、設計審査、工事検査及び図面管理の効率化等のため、1枚の申請書で一括申請し、設計審査手数料は2,000円、工事検査手数料はメーター1個につき2,500円を徴収する取扱いとする。撤去工事等においても、同様の取扱いとする。（施工編3頁）

また、以上の改正に伴う具体的な申請方法、必要となる添付書類等について定める。（施工編38頁）

※本改正内容については、施工編該当頁のほか、別紙「共同住宅（直結直圧給水方式）の申請書・しゅん工届作成方法（概要版）」も参照してください。

#### 第3章

「表3-1 配水管等からの分岐からメーターまでの間に使用する管材料」の記載内容が複雑であることに配慮し、前提条件が新規分岐等であるか、若しくは既設分岐の継続使用であるかにより、2種類の表に分けて記載する。（施工編9、10頁）

#### 第4章

10戸以上の分岐が予定される新設連合管については必ずφ50以上とし、最低限必要な連合管口径については、「資-33 各口径の最大給水戸数」に準じて判断するものとする。（施工編34頁）

大判図面の指定用紙について、和紙ではなく普通紙等とする。用紙の仕様は、坪量 64g/m<sup>2</sup>、紙厚 85μm、白色度 80%の普通紙・再生紙を基本とするが、同等程度の仕様であればよいものとする。不明な場合は、予め企業団に使用の可否について確認するものとする。(施工編 34 頁)

直結直圧給水方式(3~5 階建ての建築物)、直結増圧給水方式、受水槽給水方式又は大規模建築物への給水等を計画する場合は、申請前に必ず企業団と事前協議を行うこととなっているが、事前協議では、建築設計図面等の資料提出を指示していることから、同内容の資料である「供給依頼書」の提出を不要とする。これに伴い、事前協議を義務付けていない 2 階建て共同住宅等については、申請書提出時に別途建築設計図面を添付することを定める。(施工編 37 頁)

流末装置(受水槽以下の給水管及び給水用具等)について、申請・届出の方法、手数料徴収の有無、現地確認の有無等について改正する。(施工編 40 頁)

## 第 5 章

H I V P のチーズ分岐において、分岐口径増径のため、既設分岐を撤去後、新たに分岐し直す場合の施工方法について記載する。(施工編 46 頁)

第一止水栓からメーターまでの距離が長い場合は、H P P E で布設する基準を定めたことを踏まえ、将来、漏水の要因となり得る第二止水栓は設置しないものとする。(施工編 49 頁)

連合管解消等の理由による取出変更のみの改造工事(取出変更に伴う切回しに必要な配管工事のみ)においては、φ13 メーターを継続使用できるものとする。(施工編 57 頁)

φ20 既設分岐を継続使用し、φ20 メーターを 2 個設置しようとする場合の条件について、「新設給水装置の設置場所が既設給水装置の設置場所と隣接する土地で、その土地の接道には配水管が整備されておらず、かつ、既設給水装置の所有者及び地権者から掘削、埋設、その他諸条件について、一切の承諾を得ている場合」においても認めるものとする。(施工編 57 頁)

現行承認品ではない昭和 56 年度以前(概ね専用栓番号第 28000 号以下)に設置した φ13~25 の止水栓については、その後の改造工事等で止水栓交換が行われていない場合、現地確認を行った上で、現行承認品に交換することを義務付ける。(施工編 59 頁)

当企業団では、配水管への取付口以降、メーターを除く一切の給水装置をお客さまの所有物と定義している。そのため、連合管布設替工事に伴う給水管切替工事など、既設給水装置所有者の意向に関係なく必要となる工事を実施する場合、トラブル防止のため、給水装置所有者及び私有地の掘削等を要する場合は地権者に対し、あらかじめ工事内容を十分説明のうえ同意を得ておく必要がある。また、給水管切替工事の対象となった既設給水装置においては、給水台帳に切替工事の記録を残すため、分水工事等施工表を作成する必要がある。これらの取扱いに関し、施工基準において明記するとともに、必要な様式を定める。

なお、何らかの理由により給水装置所有者等の同意が得られない場合においても、申請者の誓約書提出を義務付けるものとする。(施工編 62 頁)

断水への対応が難しい施設等における直結給水の申請書に添付する断水時計画面について、平米区分を撤廃する。(施工編 62 頁)

検査証明書については、しゅん工届及び関係書類の水道技術管理者決裁後に発行するものとする。(施工編 69 頁)

## 第 8 章

次の資料について、本改正に伴う変更内容を反映する。

資-25 しゅん工届記入例 (裏・撤去)

資-49 給水工事添付書類

資-50 給水装置工事フローシートについて、平成 30 年 11 月 16 日付け坂水給発第 1088 号通知文書の内容を反映する。また、資-51 についても、同通知における工事写真撮影等指示書の内容に改正する。

次の資料について、新たに掲載する。

- ・ 資-57 共同住宅使用材料表 (申請書)
- ・ 資-58 共同住宅使用材料表 (しゅん工届)
- ・ 資-59 直結直圧給水方式の共同住宅専用栓番号一覧表
- ・ 資-60 流末装置改造届
- ・ 資-61 給水管切替工事等同意書
- ・ 資-62 給水管切替工事等に伴う誓約書
- ・ 資-63 分水工事等施工表

次の資料について、軽微な修正を行う。

- ・ 資- 2 同時使用水量表
- ・ 資-32 給水管の先太配管
- ・ 資-33 各口径の最大使用戸数
- ・ 資-48 φ13 メーター設置可否基準

## 2 施行日

平成 31 年 4 月 1 日とする。ただし、平成 31 年 6 月 28 日 (金) までの申請については、現行基準による従前の申請方法等であってもよいものとする。

※申請書及びしゅん工届の様式変更については、平成 31 年 4 月 1 日以降の申請から完全適用となります。なお、旧様式の在庫をお持ちの場合は、未使用、かつ、企業団から購入したものに限り、改正後の新様式と無償で交換します。

## 3 改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準

改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準については、水道企業団ホームページ (以下の URL) に掲載しています。また、新たに定められた様式においても、同ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

○坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水装置施工基準ページ

[http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002\\_028.html](http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_028.html)



## 共同住宅（直結直圧給水方式）の申請書・しゅん工届作成方法（概要版）

平成31年4月1日以降の申請書・しゅん工届（以下「申請書等」という。）については、次のとおり作成してください。2部屋のみ共同住宅なども対象となります。また、直結増圧給水方式又は受水槽給水方式の共同住宅においても、申請書等の図面作成及び使用材料表の作成については、同様となります。

- 申請書等は、共同住宅全体で1枚のみ作成する。
- 図面は必ず大判で作成する（申請書等の裏面への記入不可）。
  - ・用紙は、普通紙・再生紙を使用する。  
（和紙は廃止、用紙の仕様については施工基準4-6-1参照）
  - ・適正な縮尺で読み取りやすい図面を作成する。  
縮尺は、1/100、1/125、1/150、1/200、1/250、1/300、1/400、1/500のいずれかとし、適正な用紙サイズ（A1、A2、A3）により作成する（A3は4枚以内で収まる場合のみ可）。
  - ・平面図・立面図における各戸のメーター付近に必ずメーター口径と部屋番号（101号室、管理人室、共用水栓など）を記入する。
- 申請書等の「使用材料表（取付口～メーター）」欄には、主配管の使用材料のみを記入し、各戸の使用材料は、資-57 共同住宅使用材料表（申請書）、資-58 共同住宅使用材料表（しゅん工届）に記入する。
- 共同住宅の建替えの場合は、基本的に次の方法で申請する。
  - ア 必ず工事用仮設水栓設置の申請を行う。  
※現地のメーター有無に関わらず、取出実線のある専用栓番号を仮設で使用する。  
※上記申請は、申請書1枚で、単独で行う。
  - イ アと同時に、新設する共同住宅全体の本設申請を申請書1枚で行う。  
※本設申請を同時に提出できない場合は、確約書（共同住宅用）を提出する。確約書（共同住宅用）は、水道企業団ホームページに掲載されています。
  - ウ 本設工事の申請に当たっては、「既存共同住宅における撤去図面」と「新設共同住宅における改造（新設）図面」をそれぞれ分けて作成する（しゅん工図面も同じ）。  
※撤去図面は、撤去となる主配管、各戸への分岐管、各戸メーターまでをすべて黒破線で記入し、平面図・立面図ともに「各戸メーター以降は全面撤去」の文字を記入する。また、各戸メーター付近には、必ず専用栓番号とメーター口径を記入する。撤去図面の平面図・立面図は、それぞれ「平面図（撤去）S=1/500」など、撤去図面であることを明記する。  
※アで申請した工事用仮設水栓の撤去図面（又は「仮設撤去」の文字表記）については、「新設共同住宅における改造（新設）図面」に記入する。その際、仮設で使用していたメーターの設置位置に「A」を、当該メーターの本設後の設置位置に「B」を記入し、「メーターをAからBへ移設」と文字表記する（平面図・立面図ともに）。なお、Bの位置は主配管の末端であることが望ましいが、メーター口径の都合にもよるため必須条件ではない。
- 共同住宅の建替えの場合で、当面の間、本設申請の予定がないなどの理由により、工事用仮設水栓の申請を行うとともに、その他の専用栓番号を撤去しておきたい場合は、工事用仮設水栓設置の改造工事と、その他の専用栓番号の撤去工事を1枚で申請し、同時に本設申請を1枚で提出する。本設申請を同時に提出できない場合は、確約書（従来の様式）を提出する。なお、この方法による場合は、通常の申請方法と比較し、撤去工事分の工事検査手数料が申請者の負担増となるため、申請者と調整のうえ判断すること。
- 共同住宅の撤去（分岐撤去又は分岐残置（止水栓先でキャップ止め））のみの場合は、共同住宅全体の撤去申請を1枚の申請書等で行う。